

令和7年度GX診断補助金申請要領

1 事業の目的

本補助金は、ひょうご産業SDGs推進宣言企業（県内市町等が実施するSDGs制度の宣言・登録企業等のうち、ひょうご産業SDGs認証事業の認証を受けた企業等を含む。以下「宣言企業」という。）が、一般財団法人省エネルギーセンター（以下「省エネセンター」という。）が実施する省エネ最適化診断等を受診した場合に、公益財団法人ひょうご産業活性化センターが診断費用を補助することにより、宣言企業によるGX（グリーントランスフォーメーション）の取組を支援することを目的としています。

2 補助対象者

補助対象者は、宣言企業とします。ただし、次に掲げる者を除きます。

- (1) 県税に未納がある者
- (2) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35条）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者

3 補助対象事業

補助対象事業は、次に掲げるいずれかの診断を受診する事業とします。

- ①省エネセンターが実施する省エネ最適化診断（A診断又はB診断に限る。）
- ②省エネお助け隊（中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域プラットフォーム構築事業）交付規程に規定する補助事業者をいう。）が実施する省エネ診断（50kL診断、300kL診断又は1,500kL診断に限る。）

※ただし、次の場合は補助対象としません。

- ・当該事業所等が、過去に上記①又は②の診断を受診したことがある場合
- ・国や他の地方公共団体等から、同種の補助金等を受給する場合

4 補助対象経費・補助率

補助対象経費及び補助率は、次の表のとおりとします。

診断名	区分	補助対象経費 (消費税及び地方消費税は含まない)	補助率
①省エネ最適化診断	A診断(300kL未満)	9,700円	1／2
	B診断(300kL以上1,500kL未満)	15,400円	
②省エネお助け隊が実施する省エネ診断	設備単位プラン（1設備）	5,200円	
	設備単位プラン（2設備）	10,400円	
	300kL診断プラン(300kL以下)	13,900円	
	1,500kL診断(300kL超1,500kL以下)	19,100円	

5 補助対象期間

令和7年4月1日以降に診断を受診し、令和8年1月30日までに完了した事業を補助対象とします。

6 交付申請

本補助金に関する申請手続は、次のとおりです。

「令和7年度GX診断補助金交付要綱」を確認の上、必要な書類を期間内に提出してください。

(1) 申請方法：「(2) 提出先」の電子メールアドレスあてに提出してください。

提出データはPDF形式とし、電子メールの件名は「GX診断補助金の申請」としてください。

なお、電子メールによる提出が困難な場合、郵送又は持参による提出も可能です。

(2) 提出先：公益財団法人ひょうご産業活性化センター 成長支援課 SDGs 担当

所在地：〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 2F

電話番号：078-977-9117

電子メールアドレス：sdgs@staff.hyogo-iic.ne.jp

(3) 提出書類

☐ GX診断補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）

☐ 実施した診断に係る支払いを証する書類の写し

☐ 診断結果が記載された診断報告書等の写し

(4) 提出期間

令和7年5月1日（木）～令和8年1月30日（金）

7 補助金の交付

申請内容が適切であり、補助金の交付対象として認めた場合は、次の期間内に補助事業者が指定する口座に補助金を振り込みます。

- ・ 令和7年5月1日～令和7年9月30日申請受理分 令和7年10月支払い
- ・ 令和7年10月1日～令和8年1月30日申請受理分 令和8年2～3月支払い

8 帳簿の備付け

補助事業者は、当該補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存してください。

9 留意事項

- ・ 補助金交付要綱及び本要領をよくご確認の上、申請手続を行ってください。
- ・ 提出書類の確認・審査において、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合があります。